

# 成年後見人材育成研修（委託研修）開催要項

2017年度より、日本社会福祉士会の成年後見人養成研修が変わり、成年後見制度を活用する社会福祉士のための「成年後見人材育成研修」（認証研修）とばあとなあ名簿に登録し受任する社会福祉士のための「名簿登録研修」の2つに分かれます。千葉県社会福祉士会では、「成年後見人材育成研修」（認証研修）を日本社会福祉士会主催の委託集合研修として下記の概要どおりに行います。

1. 研修目標
- ①専門職後見人としての社会福祉士が身につけるべき知識・技術を修得し、権利擁護センターにおける成年後見人としての一定の力量を確保すること。  
(※本研修の修了は、権利擁護センターばあとなあ後見人候補者名簿に登録し、受任できる者を養成する「名簿登録研修」の受講要件となります。)
  - ②地域で相談援助にあたる者が、成年後見制度活用の知識、技術を修得すること。

2. 日 時
- 1日目 2017年 7月22日(土) 9時～17時30分
  - 2日目 2017年 8月25日(金) 9時～17時
  - 3日目 2017年 9月23日(土) 9時～17時
  - 4日目 2017年10月21日(土) 9時～17時

3. 会 場 千葉県社会福祉センター(予定)

4. カリキュラム(予定)

- (1) 講義・演習等：4日間 24時間以上
- (2) 事前課題：指定する6科目は「事前課題」を提出して頂きます。  
課題については、その都度ご案内します。

5. 受講要件 次の要件のすべてを満たす者

- (1) 日本社会福祉士会の正会員である都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士
- (2) 都道府県社会福祉士会の会長が成年後見活動に資すると認める者
- (3) カリキュラムの全課程を出席できる者
- (4) 日本社会福祉士会の基礎研修Ⅲを受講済みである者、若しくは旧生涯研修制度において共通研修課程を1回以上修了している者(基礎課程を受講したと見なされている者)
- (5) 次の主管社会福祉士会独自の受講要件を満たす者
  - ①会費の未納がない者

6. 受講対象都道府県社会福祉士会及び定員

区分	都道府県社会福祉士会名	定員
研修を主管する社会福祉士会 (主管社会福祉士会)	千葉県	20名
研修の対象となる指定社会福祉士会 (指定社会福祉士会)	茨城県	5名

※なお、受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することもあります。

7. 受講費 5万円(別途市販テキスト代、約14,000円が必要となります。)

※一端納入された受講費は、主催者（研修を主管する社会福祉士会）の責による場合以外は返金いたしません。

8. 申 込 別紙の申込用紙に必要事項をご記入のうえ、所属社会福祉士会の事務局に、郵便または、FAXにてお申込ください。（電話・E-mailでの申込は受け付けておりません）
- ◆申込先 所属社会福祉士会事務局
- ◆申込期間 4月1日（土）～4月17日（月） 定員となり次第締め切ります。  
※期間がある場合は、郵便は消印有効、FAXは必着。
9. 受講決定 受講決定は、あらかじめ決められた定員に基づき、次の方法で決定します。
- ①主管社会福祉士会に所属する会員の受講決定は、主管社会福祉士会が決定します。
- ②指定社会福祉士会に所属する会員の受講決定は、指定社会福祉士会が受講者を決定し、主管社会福祉士会に推薦します。
- ③上記によりがたい事項については、主管社会福祉士会と指定社会福祉士会の協議で受講者を決定します。
10. 受講可否の連絡等
- ・受講可否は、5月20日ごろまでに郵便にてご連絡します。申込者が定員を越えた場合は、受講できない場合がありますのでご了承ください。
  - ・受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することがありますのでご了承ください。
  - ・会場案内、受講費の納入方法、テキストの購入方法、事前課題、およびキャンセル等の扱いについては、受講可否の連絡時にご案内します。
11. 修了要件 研修の修了には、次の基準を満たす必要があります。
- ・面接授業の出席が100%であること
  - ・事前課題を提出すること
  - ・修了評価で一定の水準を満たすこと
12. 研修単位について
- (1) 日本社会福祉士会の生涯研修制度においては、新生涯研修制度では専門課程の2単位となり、旧生涯研修制度では「専門分野別研修」となります。
- (2) 本研修は、認定社会福祉士制度の研修として認証されています。
- 認証科目：後見制度の活用（成年）（分野専門/高齢分野、ソーシャルワーク機能別科目群）
- 単位数：2単位 認証番号：20160004
- 注：分野については、認定社会福祉の認定申請をするときに、自身の申請をしようとする分野の単位として扱うことができます。「後見制度の活用（成年）」は、高齢分野のほか、障害分野、医療分野、地域社会・多文化分野の認定申請者も各分野の単位として扱うことができます。
13. 主 催 公益社団法人日本社会福祉士会 主 管 千葉県社会福祉士会

問い合わせ先	一般社団法人千葉県社会福祉士会
事務局（担当 萱原	月・火・木 9時～17時）
連絡先 〒260-0026	千葉市中央区千葉港7-1 塚本千葉第五ビル3階
	一般社団法人 千葉県社会福祉士会 事務局
TEL：043-238-2866	FAX：043-238-2867 E-mail：office@cswhiba.com

2017年度 成年後見人材育成研修 標準カリキュラム

2017年1月9日版

使用テキスト ①『権利擁護と成年後見実践』(メインテキスト) ②『後見六法』 ③『専門職後見人と身上監護』  
④『成年後見実務マニュアル』 ⑤参考資料集等

	課目	課目の目標	時間(分)	形態	本欄は 「講師」に変更	使用テキスト					課題	
						①	②	③	④	⑤		
1日目 (390分)	0 研修ガイダンス	1 研修の目的を確認する 2 研修概要、スケジュール、事前課題とその取り扱い等を理解する 3 受講における留意点及び修了要件を理解し、受講姿勢を明確にする	30	講義	「研修ガイダンス」(委託集合研修)						○	
	1 成年後見制度の解説	1 成年後見制度が成立した背景及び制度の趣旨と理念を理解する。 2 法定後見制度と任意後見制度の概要を理解する。 3 成年後見制度の周辺にある制度を理解する。	120	講義	「成年後見制度の解説」(委託集合研修)	○	○	○			○	●
	2 成年後見活動における判断能力のとらえ方	1 成年後見制度における診断書、鑑定書について理解する。 2 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等を理解するために必要な医学的知識を習得する。	60	講義	「成年後見活動のための精神医学」(委託集合研修)	○	○					
	3 社会福祉士と成年後見～権利擁護の視点から	1 社会福祉士の専門性を活かした権利擁護の視点を理解する。 2 権利擁護の諸制度や成年後見制度の課題と最新動向を理解する。	180	講義	「社会福祉士と成年後見～権利擁護の視点から」(委託集合研修)	○	○	○			○	
2日目 (360分)	4 財産法の基礎	成年後見制度活用のための財産法の基礎的知識を習得する。	120	講義	「財産法の基礎」(委託集合研修)	○	○					●
	5 財産管理のための知識	1 成年後見制度活用のための財産管理の基本的事項を理解する。 2 財産管理に必要な具体的方法に関する知識を習得する。	90	講義	「財産管理のための知識」(委託集合研修)	○	○		○	○		
	6 後見事務の実際1	具体的事例を通して、財産管理の方法を理解する	60	報告解説	「後見事務の実際1」(委託集合研修)	○	○		○			
	7 家庭裁判所の実務の理解	1 家裁における後見担当部局の概要(裁判官、調査官、書記官それぞれの役割)を理解する。 2 家裁における家事審判手続きについて理解する。 3 不正防止への取り組み(監督人の選任、後見支援信託)について理解する。	90	講義	「家庭裁判所の実務の理解」(委託集合研修)	○	○				○	
3日目 (360分)	8 家族法の基礎	1 成年後見制度活用に必要親族法の基礎知識を習得する。 2 成年後見制度活用に必要相続法の基礎知識を習得する。	120	講義	「家族法の基礎」(委託集合研修)	○	○					●
	9 身上監護のための知識	1 身上監護とされる項目を習得する。 2 成年後見制度活用上の留意点に配慮できるようになる。 3 権利侵害に対抗できる手続きを理解する。	150	講義	「身上監護のための知識」(委託集合研修)	○	○	○	○	○		
	10 後見事務の実際2	具体的な活動事例を通して身上監護の方法を理解する	90	報告解説	「後見事務の実際2」(委託集合研修)	○	○	○	○	○		
4日目 (300分)	11 演習1 ニーズの把握と対応	1 権利擁護ニーズについて理解する。 2 権利擁護に関わる制度の特徴と活用方法を理解する。	120	演習	「演習1(ばあとなあにおける相談演習)」(委託集合研修)	○	○		○			●
	12 演習2 ネットワーク活用による権利擁護(それぞれの立場での権利擁護実践)	1 制度の限界を理解する 2 権利擁護について社会福祉士がとるべき態度について理解する。	120	演習	「福祉サービス利用における実務と留意点」(基本実務研修)	○	○		○			●
	13 今後の活動について	1 研修を振り返り、成年後見人に必要な知識・技術を共有する。 2 成年後見制度を活用するために必要な知識の理解度を確認するため、修了試験を行う。	60	講義	「今後の後見活動について」(委託集合研修)	○	○			○		●